

## ○尚綱学院役員報酬等に関する規程

（目的）

**第1条** この規程は、学校法人尚綱学院（以下「学院」という。）の寄附行為第40条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第2条** この規程に於いて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、学院において勤務することが常態である理事長、学院長及び常務理事をいい、次号に該当する学校理事を除く。
- (3) 学校理事とは、学長、校長、園長及び事務局長をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与及び退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員の給与規程及び退職慰労金規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

**第3条** 役員には、次の通り報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬、賞与及び退任慰労金
- (2) 学校理事 無報酬（役員としての報酬等は支給しない。）
- (3) 非常勤理事 報酬、退任慰労金
- (4) 監事 報酬、退任慰労金

（報酬額の算出方法）

**第4条** 常勤理事の報酬月額、別表1の俸給表の通りとし、各理事の号俸は、理事会において決定する。

2 非常勤理事及び監事に対する報酬の額は、別表2の通りとする。

3 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

4 役員が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

5 役員月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

6 学校理事である事務局長が常務理事を兼任する場合、学校理事としての年間給与総額と常務理事としての年間報酬総額に差額が発生することから、その差額を当該年度において毎月の等分割りにて支給する。

7 前項における年間給与総額が変更となった場合は、変更後の年間給与総額で計算し、差額を支給する。

（賞与額の算出方法）

**第5条** 常勤理事に対する賞与の額は、次の通りとする。

- (1) 6月の賞与 報酬月額の140%
- (2) 12月の賞与 報酬月額の160%

（退任慰労金の支給）

**第6条** 役員が任期満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

2 役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、学院の退職慰労金支給規程（以下「退職慰労金規程」という。）第9条を準用する。

（退任慰労金の算出方法）

**第7条** 退任慰労金算出に係る基準報酬額は、役員を退任した日のその者の報酬月額とする。

2 在任期間は、役員としての就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は切り捨てる。

3 退職慰労金の額は、在任年数により、前項に規定する基準報酬額に退職慰労金規程の別表1に定め

る支給率を乗じて得た額とする。

（特別功労加算金）

**第8条** 理事会は、特に功績顕著と認められる常勤理事に対しては、第7条により算出した金額にその30%を超えない範囲で加算することができる。

（報酬等の支給方法）

**第9条** 常勤理事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、学院の給与規程（以下「給与規程」という。）第4条から第11条及び第44条、退職慰労金規程第2条、第3条及び第10条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「退職慰労金」とあるのは「退任慰労金」に、それぞれ読み替えるものとする。

2 非常勤理事及び監事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等は、給与規程第4条から第11条、退職慰労金規程第2条、第3条及び第10条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「退職慰労金」とあるのは「退任慰労金」に、それぞれ読み替えるものとする。

（手当）

**第10条** 常勤理事に給与規程に基づいて通勤手当を支給する。

2 申請手続及び手当の支給等について必要な事項は、給与規程第32条から第35条を準用する。

（費用）

**第11条** 役員が職務執行のため出張した場合は、学院の旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づいて旅費を支給する。

2 出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、旅費規程第8条を準用する。

3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

**第12条** この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

**第13条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

**第14条** この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

## 附 則

「尚綱学院役員報酬規程」は、2020年3月31日限り廃止する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

### 別表1（第4条第1項関係）

#### 常勤理事の報酬額

号	報酬月額	該当役員
1	月額 571,000	
2	月額 634,000	
3	月額 701,000	常務理事
4	月額 780,000	学院長
5	月額 840,000	理事長

## 別表2（第4条第2項関係）

## 常勤理事以外の役員の報酬額

学校理事	無報酬 (学長の給与は本規程「別表1」4号俸、賞与は本規程第5条に則り支給し、校長、園長及び事務局長は給与規程に則り支給)	
非常勤理事	常任会、理事会等会議への出席その他法人業務のための指導・助言	月額 114,000 円
	理事会等会議への出席その他法人業務のための指導・助言	月額 14,000 円
監事 (非常勤)	監事監査、理事会等会議への出席その他法人業務のための勤務	月額 70,000 円

